

～平成31年度募集要領～

石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金 募集のお知らせ

石巻市では、自由な遊びを通じた子どもの健やかな育成に寄与するとともに、子どもの見守る地域コミュニケーションの場として、地域で安心して過ごすことのできる子どもの居場所づくりの促進を図るため、市内において「移動型プレーパーク」を開催する地域団体、NPO団体等にプレイワーカー活動費、消耗品費等事業に要する経費の一部を補助する事業を実施します。

プレーパークとは

目的と特徴

子どもが、遊ぶことを通してやりたいことを実現し、人との関わり合いの中で自ら育つ環境を作ることが目的とした、子どもの自由な遊びを実現する外遊び場です。子どもを見守る者（プレイワーカー）が配置され、プレイワーカーや地域の大人等が見守る中で、子どもが遊び場にある道具や工具を使い、廃材や自然の素材を活用して自分のしたい遊びができる場所です。

プレイワーカーとは

子どもの主体的な活動を引き出すため、遊びを見守り、支援するとともに、プレーパークにおける安全管理を先導する専門的知識を持つ人のことをいいます。

移動型プレーパークとは

常設のプレーパーク以外の場所（公園等の遊び場）で実施するプレーパーク活動です。

1. 補助対象となる事業は

以下の要件をすべて満たしているものが対象となります。

- (1) 石巻市内の公園等において移動型プレーパークを開催する事業であること。
- (2) 年10回以上開催し、次年度以降も継続して開催していく予定があること。
- (3) 開催に当たっては、プレイワーカーを2名以上配置すること。
- (4) 一回の開催時間は1時間30分以上とすること。また、1回当たりの子どもの参加人数が概ね10人以上であること。
- (5) 子どもの様子を見守り、必要に応じて関係機関と連携をとること。
- (6) 宗教活動又は政治活動並びに営利を目的とするものではないこと。
- (7) 補助金の対象となる移動型プレーパークの運営に関し、本補助金以外の他の補助金又は交付金を受けていないこと。ただし、利用者から食材等の実費相当額を徴収することはできるものとする。

2. 補助対象団体は

以下の要件をすべて満たしている団体のみ申請することができます。

- (1) 石巻市内においてプレーパークを開催し、継続的に運営する任意団体又は非営利団体であること。
- (2) 団体規則、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- (3) 組織の代表者が明確であること。
- (4) 事業において、明朗な会計・経理を実施し、その報告ができる団体であること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 団体の活動内容が、公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係ある団体でないこと。

3. 補助対象経費は

(1) 補助対象経費

移動型プレーパークの運営に要するもので別表1のとおりです。また、各対象経費に対する算定基準は別表2のとおりです。

(2) 補助対象期間

平成31年4月1日～令和2年3月31までに支出する経費

※ 当該期間の経費であれば、交付申請日以前のものも補助対象となります。

別表1 <補助対象経費>

区分	補助対象費目	主な内訳
運営経費	講師等謝金	この事業に係るプレイワーカー等謝金
	人件費	この事業に係るプレイワーカー等活動費
	需用費	この事業で必要となった物品等（備品除く） 消耗品費 文具類、被服類、雑誌類等 燃料費 石油類（重油、灯油等）、ガソリン、 混合油、プロパンガス等 印刷製本費 チラシ代等 修繕料 備品の修繕、消耗器材等の部品取替 修理等 賄材料費 提供する食事の食材費等 ※アルコール代、運営スタッフの会 食代は補助対象外 医薬材料費 包帯、医薬品等
	役務費	検査料 運営スタッフの検便等の検査手数料等 保険料 利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う災害・損害保険等の保険料等
	使用料又は貸借料	・この事業に利用する場合に限る。 ※自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は補助対象外
原材料費	木材、セメント、溝蓋等の資材、栽培用の苗木等	

別表2 <補助算定額の算定基準>

項目	算定基準
講師等謝金	1人1日当たり実支額の3/4とする。
人件費	1時間当りの賃金単価（宮城県の最低賃金以上、千円以内の額とする。）に実働時間（開催時間に実施日前準備行為と実施後の後片付け等に要する時間を考慮した2時間以内の時間を加えた時間）を乗じた額に3/4を乗じた額とする。
その他の運営経費	当該事業に要した経費の1/2とする。

4. 補助額は

(1) 補助額 <添付の収支予算書または収支決算書の記入例参照>

3頁別表1の補助対象経費に別表2の算定基準によって算出した金額から寄附金や協賛金、その他の収入、利用者負担金等を差し引いた額

※ 補助金の上限は移動型プレーパークの年間開催回数に1万円を乗じた額で年間の上限が20万円です。

※ 補助金の額は千円未満は切り捨てるものとします。

《補助金の算定例》

(例1)

年間の対象経費が算定基準で計算後10万円、寄附金等収入が1万円、年間12回開催した場合

補助算定額(A) $10万円 - 1万円 = 9万円$

年間の上限額(B) $12回 \times 1万円 = 12万円$

(A)と(B)を比較し少ない方の金額となるので、補助額は9万円

(例2)

年間の対象経費が算定基準で計算後20万円、寄附金等収入が1万円、年間12回開催した場合

補助算定額(A) $20万円 - 1万円 = 19万円$

年間の上限額(B) $12回 \times 1万円 = 12万円$

(A)と(B)を比較し少ない方の金額となるので、補助額は12万円

(例3)

年間の対象経費が算定基準で計算後30万円、寄附金等収入が1万円、年間25回開催した場合

補助算定額(A) $30万円 - 1万円 = 29万円$

年間の上限額(B) $25回 \times 1万円 = 25万円$ であるが上限額は20万円。

(A)と(B)を比較し少ない方の金額となるので、補助額は20万円

5. 申し込みについて

事前相談 常時受付しています。下記の受付時間内にお越しく下さい。

募集期間 令和元年5月7日(火)から6月28日(金)まで

申込場所 石巻市役所2階 子育て支援課(穀町14番1号)
0225-95-1111

申込時間 午前9時～午後4時(年末年始、土・日・祝日除く)

※申込の際は内容を伺うことがありますので、概要を把握されている方がおこしく下さい

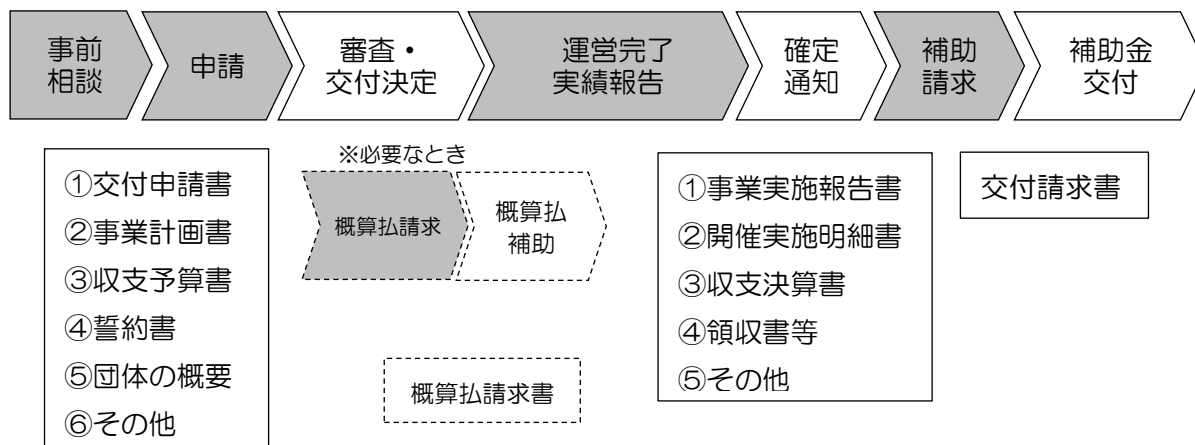
申請書類等の配布は次のいずれかの方法によりお願いします。

(1) 石巻市ホームページからのダウンロード

※ URL : <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

(2) 石巻市2階 福祉部子育て支援課窓口

6. 補助金の交付までの流れは



※概算払い希望の場合は、申請時にご相談ください。(実績報告、確定通知後に精算となります。)

※各様式については「石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金交付要綱」をご確認ください。

7. 提出書類

補助金の申請を希望する団体は、募集期間内に次の書類を提出してください。

(1) 移動型プレーパーク支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)

(2) 事業実施計画書 (様式第2号)

(3) 収支予算書 (様式第3号)

(4) 誓約書 (様式第4号)

(5) 団体等概要書 (様式第5号)

(6) 団体の規約、会則、役員名簿その他これに類するもの

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、補助金の申請を無効とします。

- (1) 申請者が、前記1、2に定める申請のための資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微なものは除きます。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく審議に反する行為があった場合
- (6) 事業計画の記載内容が、法令違反など著しく不当な場合

9. その他留意事項

申請及び事業の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- (1) 個人情報の保護に十分配慮すること。
- (2) 事業の運営に関し、同じ経費に対して、この要綱に基づく補助金以外の他の補助金又は交付金を受けていないこと。
- (3) 提出書類は、審査結果に関わらず返却しないこと。また、石巻市情報公開条例により情報公開の対象となる場合があること。
- (4) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担となること。
- (5) 市の公園等で実施する場合は、実施者が事前に必ず市の管理者の許可をとること。また、火気を使う場合は消防の許可をとること。
- (6) 実施中の事故等に対応する適切な損害賠償保険に加入すること。